

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
ただし、別表第8号の改正は、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子（<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。</u>）を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域振興局における<u>課税業務及び収税業務</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)の2～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、若草寮、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13) (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 所属長は、次に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 服務規程第5条第1項に規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）における勤務を必要とする次の業務</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地域振興局における収税業務</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2)の2～(7) (略)</p> <p>(8) コロニーにいがた白岩の里、<u>新星学園</u>、若草寮、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9)～(13) (略)</p>